週報 WRAPID Weekly Report on Aomori Prefecture Infectious Disease

青森県感染症発生情報　（2008年第38週）

発行　青森県感染症情報センター（2008年9月26日）
（青森県環境保健センター：担当　微生物部）
TEL 017-736-5411、FAX 017-736-5419
青森県環境保健センターホームページ
http://www.pref.aomori.lg.jp/eiken/index.html

Ⅰ　第38週の発生動向（2008/9/15～2008/9/21）

1. **咽頭結膜熱については**、むつ保健所管内では、2007年第48週から**警報**が続いています。（注：警報開始基準は2人/定点、終息基準値は0.1人/定点です）。
2. **手足口病については**、上十三保健所管内において、第37週から**警報**が続いています。

Ⅱ　第38週五類感染症定点把握

注：五類感染症定点把握疾病の警報・注意報については、二次保健医療圏単位で判定しています。

疾患番号・疾患名	東地方+青森市 数	東地方+青森市 定点	弘前 数	弘前 定点	八戸 数	八戸 定点	五所川原 数	五所川原 定点	上十三 数	上十三 定点	むつ 数	むつ 定点	青森県計 数	青森県計 定点	増減数（前週からの増減）	東地方(再掲) 数	東地方(再掲) 定点	青森市（再掲） 数	青森市（再掲） 定点
(85) インフルエンザ															0				
(74) RSウイルス感染症	2	0.22	3	0.33			1	0.20					6	0.14	-6			2	0.25
(75) 咽頭結膜熱	2	0.22	1	0.11					4	0.67	4	1.00	11	0.26	-1	1	1.00	1	0.13
(76) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	5	0.56	5	0.56	4	0.44	2	0.40	5	0.83	3	0.75	24	0.57	-2			5	0.63
(77) 感染性胃腸炎	14	1.56	9	1.00	7	0.78	7	1.40	3	0.50	18	4.50	58	1.38	4	4	4.00	10	1.25
(78) 水痘	1	0.11	1	0.11	3	0.33	4	0.80	1	0.17	3	0.75	13	0.31	-13			1	0.13
(79) 手足口病	15	1.67	10	1.11	7	0.78	9	1.80	41	6.83	4	1.00	86	2.05	-19	10	10.00	5	0.63
(80) 伝染性紅斑															-2				
(81) 突発性発しん	7	0.78	6	0.67	3	0.33	1	0.20	3	0.50	6	1.50	26	0.62	-8	1	1.00	6	0.75
(82) 百日咳									1	0.17			1	0.02	1				
(72) 風しん	平成20年1月1日から全数把握疾患に移行しました。																		
(83) ヘルパンギーナ	41	4.56	11	1.22	2	0.22	3	0.60	2	0.33	5	1.25	64	1.52	-37	2	2.00	39	4.88
(73) 麻しん	平成20年1月1日から全数把握疾患に移行しました。																		
(84) 流行性耳下腺炎	4	0.44	2	0.22	1	0.11	1	0.20	1	0.17			9	0.21	6			4	0.50
(86) 急性出血性結膜炎															0				
(87) 流行性角結膜炎	3	1.50			3	1.50			1	0.50			7	0.64	-3			3	1.50
(95) マイコプラズマ肺炎			1	1.00	4	4.00					2	2.00	7	1.17	4				

定点数

保健所名	インフルエンザ（内科＋小児科）	小児科	内科	眼科	基幹
東地方	2	1	1	0	0
弘前	15	9	6	3	1
八戸	14	9	5	2	1
五所川原	7	5	2	1	1
上十三	9	6	3	2	1
むつ	6	4	2	1	1
青森市	12	8	4	2	1
合計	65	42	23	11	6

■は警報　■は注意報　「空欄」：患者発生数0

Ⅲ　表Ⅱ以外の感染症法対象疾患　（注：届出数は**速報値**です）

（9）結核（二類全数把握疾患）：上十三2人，青森市1人　（20年計：361人）

感染症の窓

狂犬病

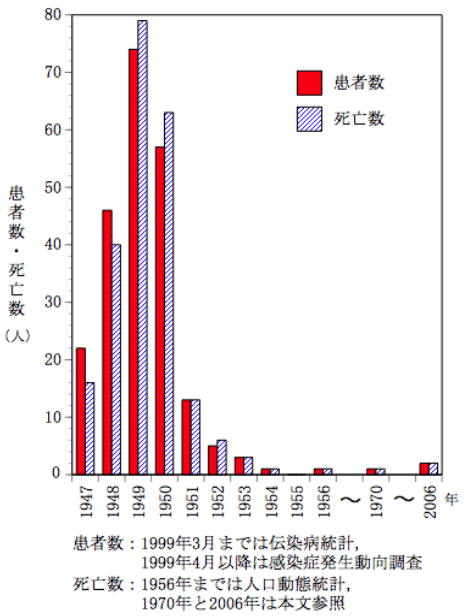

図　狂犬病届出患者数及び死亡者数推移（1947-2006）
IASR より引用

本疾患は、狂犬病ウイルスを保有する**イヌ、ネコ及びコウモリを含む野生動物**に噛まれたり、引っかかれたりしてできた傷口からウイルスが侵入することによって発症する人獣共通感染症です。潜伏期間は、1～2カ月で、症状は、発熱、頭痛、倦怠感などのかぜ様症状で始まります。その後、受傷部位の疼痛やかゆみ、恐水発作、恐風発作、強度の不安感及び精神的動揺が起こり、後期には運動失調、麻痺、痙攣、昏睡などを呈します。有効な治療法はなく、発症するとほぼ100%死亡します。

日本における患者は、狂犬病予防法の制定（1950年）以来、急速に減少し、1970年にネパールからの帰国者1人が死亡した後、長く報告がありませんでした。しかし、2006年11月に、フィリピンで犬にかまれ、帰国した男性2人が、発症後、相次いで死亡し、今後も警戒が必要な疾患です（図）。世界各地では毎年狂犬病により55,000の死亡者がいることから、海外に渡航する場合には感染予防が必要です。予防には、ワクチンがあり、医師に相談することをお勧めします。また、渡航中は、むやみにイヌや野生動物に接触しないようにしてください。動物による咬傷を受けた方は現地で速やかに医療機関を受診して帰国時に検疫所に相談してください。

☞９月２８日は世界狂犬病予防デーです（厚生労働省）　**狂犬病について**　関連サイト↓
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/index.html